



福島市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成26年 1月16日

福島市長 小林 香

- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

編入する字名	同上に編入される区域		
大波字清水	大波字笠石山	一の五、六の一、六の口、七の口	
大波字笠石	大波字屋敷入	一の二、一四の四、一五の三、一九の二	
大波字入笠石	大波字屋敷入	二一	
	大波字笠石	八七の一	
大波字黒森	一の一、一の口、二の二		